# 日本組織培養学会

会員通信 第 3 号 発行責任者

佐 藤 二 郎 喜多村 勇

岡山市岡 164

岡山大学医学部 癌源病理 237151 小児科

昭和41年4月15日発行

回 日本組織培養学会第21回研究会は下記の如く開催される。

と き: 1966年5月14日(土)午前10時一午后5時

シンポジウム「培養細胞の分化機能 |

同 5月15日(日)午前9時一午后5時

第21回研究会

ところ:福岡市,福岡市民会館小ホール

世話人。髙木は、出来得る限り広い領域から多くの参会があつて欲しい旨呼びかけて居る。

[0] International Conference of Tissue Culture

In Cancer Research

(後援:日本病学会,日本組織培養学会)

10月21.22日に東京虎1門の国立教育会館で開催の予定の国際癌研究組織培養会議は、召集者である東大伝研勝田の手で簡々と準備が進められている。さる3月15日の登録締切までに、外国よりの参加申込は13カ国30名を越え、その内演題を提出した者は次の通りで、内容的にきわめて協会が予想されている。

(Canada) Dr. Joseph F. Morgan

(U.S.A.) Dr. Geroge E. Moore, Dr. George E. Foley, Dr. Jrgen Fogh, Dr. Charles W. Boone, Dr. Lewis L. Coriell, Miss Dorothy G. Walker, Dr. M. Legator, Dr. Alice E. Moore, Dr. Charles Heidelberger, Dr. Virginia J. Evans, Dr. Katherine K. Sanford

(Germany) Dr. Hans Lettre, Dr. Mrs. Renate Lettre

(France) Dr. George Barski

(Argentine) Dr. Eugenia S. de Lusti /g

(Italy) Dr. Elio Borghese

(India) Dr. Kamal J. Ranadive, Mr. A.N. Bhisey

(Thailand) Dr. Boonaneke Kallapravit

回 昭和41年度新幹事の選挙結果

阪和 4 1年 1月 15日を以て締切つた新幹平の選挙は、投票率約50名であつた。40才以上の被選挙権のない人々への無効投票は極く少数で、現幹平を投票した無効果が稍々目立つた。

新幹事:東部:遠藤浩良,中沢恒幸(次点 寺島東洋三)

西部:小川和朗, 萩原存寫(次点 大山昭夫)

此の結果, 幹事は次の如くなる。

東 部:佐藤温重,高岡聰子,遠藤浩良,中沢恒幸。

西《部:喜多村勇,高木良三郎,小川和朗,萩原停器

(回) 株登録に関する問合せがありましたので大略を下記の如くお知らせします。

組織培養細胞侏侏名登録規定

日本組織培養学会(1956.6.7施行)

目 的

- 1. 日本国内に於て樹立される組織培養細胞株株名の混乱を避け、且その樹立を国内及び国外に 周知させるため
- 2. 国際株名委員会に連絡をとり、国際規定の確立した場合に直ちにその規定に切換え得るため

1

日本組織培養学会に於て、日本国内で樹立された細胞株株名の登録及びそれに附随した事項の管理をおこなり。

## 株名登録委員会

(省略)

## 株名命名法

- 1. 登録申告内容を委員会で検討し、適当と認めたものについて、登録順により一連番号を附し、公示する。
- 2、 株名はJTCとつけ、そのあとに登録番号を附ける。

(例:JTC-3)

- 3. 同時登録の株については、培養歴の永いものより順に番号を附ける。
- 4. 亜株樹立の際は、株名のあとに亜株記号をつける。

(例: JTC-5, substrain 3)

5. 株が萬一中絶した場合は、その番号は欠番とする。

## 登録受附規準

- 1, 6月以上,及び20代以上,継代した細胞であること。
- 2. その樹立経過を日本組織培養学会に於て報告済のこと。
- 5. 登録希望者は、上記の細胞について、その詳しい記録(細則による)を添え、委員会に登録 申告する。

### 株・亜株等の定義

(省略)

## 登録申請手続

- 1、 株の登録申請には、あらかじめ組織培養学会でその樹立経過を報告することを必要とする。
- 2. 亜株及純系については、同学会での報告、或は詳細を発表した論文の別刷添付でもよい。
- 5. 登録の際は所定の申請用紙(登録事務所にあり)に記入し、顕微鏡写真(キャピネ1/4 蔵制)2枚を添えて登録事務所に申請する。 発表論文があればその別刷1部も添付する。
- 4. 登録用紙中の登録者とは、登録株の維持、現況報告、並びに分与に関しての責任者を意味するものとする。

#### 登録審査

- 1. 登録申請により株名登録委員はこれを審査し、適格と認めた場合は登録台帳に登記し、株名 を附与し、申請者及び必要と認められる機関に発表する。
- 回 第8回歯科基礎医学会に於けるシンポジウム

日 時: 昭和41年10月10日

場 所:上智大学会館

テーマ:口腔諸組織の培養と移殖(仮題)

ο 培養について 新島 迪夫

ロ培養による歯科材料(薬物)の検定 川原春幸

○培養による口腔腫瘍の研究 吉岡 済 ○培養による硬組織の代謝的研究 佐藤温重

o移殖について

○完全歯芽の移殖 総田正豊 ○完全歯芽の移殖 常葉信堆

## ~~ 個 人 通 信 ~~

- 回 前号にありました Co<sub>2</sub> incubator中のかびの防止には、その incubator を備えてある部 屋の削掃以外に確実な方法はない様です。(佐藤二郎)

只今当方では、当教室で分離した家兎レンズ上皮細胞一株と、之は珍しくはありませんが、此処で分離したハムスター腎細胞の二株を維持しています。その他テキサス大学から持参したヒトsynovial由来のMcloy株(ポメラートの研究室オリジン)を維持しています。

----後略----(田波洋)

桐野忠大

- 回 その他個人通信には是非通信人名を附して欲しいと云う意見が2-3ありました。
- 回 投稿をお寄せ下さい。